

平成 29 年 7 月 11 日 11 時 56 分頃の鹿児島湾の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 29 年 7 月 11 日 11 時 56 分頃の鹿児島湾の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった鹿児島県鹿児島市について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 29 年 7 月 11 日 11 時 56 分頃の鹿児島湾の地震により、鹿児島県鹿児島市で震度 5 強を観測しました。

鹿児島市では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、当分の間、鹿児島県と鹿児島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

鹿児島県鹿児島市

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

< 本件に関する問い合わせ先 >

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

03-5253-8111(内線 36152)

気象庁予報部予報課気象防災推進室

03-3212-8341 (内線 3125)